

「信用取引の契約締結前交付書面」新旧対照表

2025年9月1日

新	旧
<p>信用取引に係る金融商品取引契約の概要 当社における信用取引については、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引 <u>(削除)</u> 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理 株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理 	<p>上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 当社における信用取引については、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引 <u>・PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理</u> 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理 株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理
<p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> お取引にあたっては、「信用取引口座設定約諾書」を電磁的な方法により、当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。 (中略) 信用取引で注文なさる際は、必ず信用取引（制度/一般）を選択してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も選択してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。 (中略) <p><u>(削除)</u></p>	<p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> お取引にあたっては、「信用取引口座設定約諾書」<u>及びPTS信用取引に係る合意書</u>を電磁的な方法により、当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。 (中略) 信用取引で注文なさる際は、必ず信用取引（制度/一般）を選択してください。また、その際、制度信用取引<u>(PTS制度信用取引を含みませ)</u>を行うのか、一般信用取引<u>(PTS一般信用取引を含みませ)</u>を行うのかの別も選択してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。 (中略) <p><u>・PTSは、上記の日々公表銘柄に加え、PTS日々公表銘柄に関する規定を設け、当該規定に該当した銘柄を「PTS日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。</u></p>

新	旧																																
<p>(別紙1) 手数料 (すべて税込) ■信用取引手数料 <u>(削除)</u></p> <p>取引手数料は無料です。 <その他注意事項> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>※信用期日の前営業日までに建玉の反対売買または現引・現渡が行われなかった場合、信用期日に当社の任意で該当建玉を強制決済します。その際の手数料は、約定代金に1.10% (税込) を乗じた金額 (最</p>	<p>(別紙1) 手数料 (すべて税込) ■信用取引手数料</p> <table border="1" data-bbox="1137 280 2018 509"> <thead> <tr> <th></th> <th>約定代金</th> <th>通常手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1-約 定ご とプ ラン</td> <td>~10万円</td> <td>97円</td> </tr> <tr> <td>~20万円</td> <td>143円</td> </tr> <tr> <td>~50万円</td> <td>187円</td> </tr> <tr> <td>50万円超</td> <td>264円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1137 547 2018 959"> <thead> <tr> <th></th> <th>約定代金</th> <th>通常手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">1日 定額 プラ ン</td> <td>~10万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>~20万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>~30万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>~50万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>~100万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>~200万円</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>~300万円</td> <td>1,320円</td> </tr> <tr> <td>300万円超</td> <td>以降は、100万円ごとに440円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p><1日定額プランの注意事項> ・「制度信用取引」と「一般信用取引」ごとに「約定代金」を合算し、「手数料」を計算します。</p> <p><その他注意事項> ※上記全ての手数料において指値・成行の区別はございません。 ※手数料プランの変更は営業日ごとの選択制です。 ※取引のない日は手数料はかかりません。</p> <p>※信用期日の前営業日までに建玉の反対売買または現引・現渡が行われなかった場合、信用期日に当社の任意で該当建玉を強制決済します。その際の手数料は、約定代金に1.10% (税込) を乗じた金額 (最低料金</p>		約定代金	通常手数料	1-約 定ご とプ ラン	~10万円	97円	~20万円	143円	~50万円	187円	50万円超	264円		約定代金	通常手数料	1日 定額 プラ ン	~10万円	0円	~20万円	0円	~30万円	0円	~50万円	0円	~100万円	0円	~200万円	880円	~300万円	1,320円	300万円超	以降は、100万円ごとに440円を加算
	約定代金	通常手数料																															
1-約 定ご とプ ラン	~10万円	97円																															
	~20万円	143円																															
	~50万円	187円																															
	50万円超	264円																															
		約定代金	通常手数料																														
1日 定額 プラ ン	~10万円	0円																															
	~20万円	0円																															
	~30万円	0円																															
	~50万円	0円																															
	~100万円	0円																															
	~200万円	880円																															
	~300万円	1,320円																															
	300万円超	以降は、100万円ごとに440円を加算																															

新	旧
<p>低料金料：11,000円) となります。但し、約定代金が22,000円を下回った場合、約定代金の50% (税込) が手数料となります。</p> <p>※強制的な返済注文を出した際に、市場で値がつかない等の理由により執行ができなかった場合は、返済期限の翌々営業日以降に再度強制的に返済注文を発注いたします。</p> <p>※その他詳細はホームページもしくはコールセンターにてご確認ください。</p> <p>(中略)</p> <p><コールセンター手数料の注意事項> (削除)</p> <p>・インターネット／携帯電話とコールセンターの注文を異なる経路で変更した時の取扱いは、以下の通りです。</p> <p>(略)</p>	<p>料：11,000円) となります。但し、約定代金が22,000円を下回った場合、約定代金の50% (税込) が手数料となります。</p> <p>※強制的な返済注文を出した際に、市場で値がつかない等の理由により執行ができなかった場合は、返済期限の翌々営業日以降に再度強制的に返済注文を発注いたします。</p> <p>※その他詳細はホームページもしくはコールセンターにてご確認ください。</p> <p>(中略)</p> <p><コールセンター手数料の注意事項> ・コールセンターからのご注文による約定代金は、「一目定額制」の約定代金には含まれません。</p> <p>・インターネット／携帯電話とコールセンターの注文を異なる経路で変更した時の取扱いは、以下の通りです。</p> <p>(略)</p>